平成２３年（フ）第６４７３号
大阪市平野区平野西５丁目９番２―508号
債務者　中村　耕造
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４７号
大阪府豊中市服部本町３丁目14番３―201号
債務者　サンラインこと　中山　武男
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７３７号
大阪府高槻市登町12番Ａ12―307号
債務者　岡田　正幸
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５８号
大阪府門真市下島町21番１号、前住所大阪府門真市新橋町５番２号
債務者　岩崎　　訓
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５９号
大阪府門真市下島町21番１号、前住所大阪府門真市新橋町５番２号
債務者　岩崎　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７６９号
大阪市西成区山王１丁目11番13号
債務者　宮浦　久吉
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８０３号
大阪府八尾市東町５丁目13番地　東洋園芸内
債務者　山口　　孝
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２０号
大阪市住吉区庭井２丁目８番24号　庭井ハウス201号
債務者　小林　　貴
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８３２号
大阪府池田市槻木町１番８号　タムラビル502
債務者　石井　雅翁
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８３４号
大阪府門真市末広町32番11―302号
債務者　園田　昌彦
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８３９号
大阪府豊中市柴原町１丁目８番５―403号
債務者　藤本まち子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生3623番地３いいでハイツ２号棟406号室、前住所山形県西置賜郡小国町大字足野水438番地
債務者　小松　　匠
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１０３号
山形県南陽市宮内3686番地
債務者　宮澤さち子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１３２号
千葉県袖ケ浦市神納１丁目２番地６　パストラルシティⅡ101号
債務者　竹内　美帆
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１３６号
千葉県木更津市江川1364番地３
債務者　近藤真里子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４２１号
奈良市杉ヶ町68番地１　ロイヤルハイツ西田207、住民票上の住所京都市中京区小川通三条下る猩々町118番地
債務者　竹内　　甫
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
愛知県刈谷市小垣江町池下36番地59、前住所愛知県刈谷市高須町１丁目12番地９　グローリアス刈谷高須町305号
債務者　石橋　俊昭
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係